

南野二丁目地区地区計画変更（原案）に関する意見と、意見に対する市の見解

意見書受付期間：令和7年9月24日（水）～令和7年10月14日（火）

提出件数：1件（内訳：インターネット手続き1件）

No.	ご意見	市の見解
1	<p>恵泉女学院が撤退することは承知しております。その後、居抜きやスクラップアンドビルドで企業資本や学校財団の誘致を行い、地区や建物の再利用をすれば市政の貴重な財源に寄与するのではないかと考えます。多摩市の中でも町田に近い、かつ、これまでの南野の成り立ちから考え重点地区ではないとも感じております。</p> <p>しかしながら1点、説明資料の中で「インターナショナルスクール、国際性」という文言が不安を感じます。それらの法人等の国籍は日本限定ですか？それとも問わずですか？それらは、厳正なる審査を経て市民へ説明し賛同を得て決定するものでしょうか？当該地区の安心安全は担保されるのでしょうか？住民が納得できる明確な回答をしてください。いつぞやの尾根幹線沿いのマスコミでも取り上げられた宗教法人所有地のようにはならないのでしょうか？説明資料を見る限りでは、あまりにも漠然、ぼんやりとしていて明快ではありません。</p> <p>23区の火葬場が国内の運営でなくなったように聞いております。その影響で他の市町村への過負担が増加しているとも聞いております。それと同じ様にならない様に願うばかりです。小さなことの妥協や見逃しで、取り返しのつかないことにならない様お願いするばかりです。どうか、住民が安心安全に住み続けられる判断を期待します。多摩市に住み多摩市で住み続ける市民を一番に考える市政を期待します。</p>	<p>現在、学園地区に建築可能な学校は大学、高等専門学校、高等学校、専修学校となっております。今回の変更案は、学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの。）の範囲であれば建築可能とするものです。（建築基準法第2条第2項、学校教育法1条、124条、134条参照）インターナショナルスクールにつきましては、これらに該当するものであれば建築可能となり、法人等を制限するものではありません。</p> <p>また、地区計画で定める建築物の用途の制限は、建築基準法上の用途としており、建築物の利用について建築基準法を超えた詳細な制限はございません。</p> <p>多摩市では、誰もが安心して住み続け、魅力ある街づくりを実現するため、「多摩市街づくり条例」を制定しており、恵泉女学園の閉学後、開発事業者が、跡地の活用にあたり条例で規定されている開発事業（建築、増築等）を行う場合には、事業者は、標識の設置や説明会の開催等の方法で近隣住民に周知するとともに、一定期間、土地利用計画図や建物の設計図面等を縦覧に供することとなっています（多摩市街づくり条例第43条、第44条、第45条参照）。</p>